

令和6年度

共同募金

善意銀行

明日に架けるたるみ応援 ハートブリッジ助成

～たるみの地域福祉を支えるしくみ～

募集要項

申請締切：令和6年 **6月7日(金)** 必着

ご相談・お問い合わせ先

社会福祉法人 **神戸市垂水区社会福祉協議会**

〒655-8570 神戸市垂水区日向1-5-1(垂水区役所2階)

TEL (078)708-5151 FAX (078)709-1332

メール info@tarumi-csw.or.jp

ホームページ <https://www.tarumi-csw.or.jp>



(申請書等)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大ほか、不測の事態により、公開企画提案会の開催や審査の方法が変更になる可能性がありますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。
審査方法など変更が生じた場合は、本会ホームページ等でお知らせいたします。

1. 助成の対象となる事業について

明日にかけるたるみ応援ハートブリッジ助成（以下「本助成」という。）は、垂水区内の子どもや高齢者、障害者の支援、そのほか地域福祉の推進を図ることを目的とした事業を対象としています。また前述と同じ目的で助成金の使用により、一時的な効果にとどまらず、助成後も効果の継続が期待できる備品購入も対象となります。（※ただし垂水区内在住・在勤・在学者を対象とした事業に限ります。）

助成対象外となる事業の例

- ・神戸市垂水区社会福祉協議会による助成金（※1）を受けている事業、ならびに神戸市のふれあいのまちづくり助成を受けている事業。
- ・上記の事業と分けられている場合でも、実施日時や対象が同じ場合は、助成対象外となります。
- ・公開企画提案会（公開審査会）までに終了する事業は、対象となりません。
- ・団体の総意が得られていないまま申請された事業。
なお本助成は、事業助成のため、団体・グループの通常の運営に要する経費は対象外となります。

※1 神戸市垂水区社会福祉協議会の助成金とは次の助成を指します。

1. ふれあい給食会活動助成
2. 友愛訪問グループ運営費助成
3. 子育てコミュニティ育成事業助成
4. 地域福祉活動立ち上げ支援助成
5. こどもの居場所づくり支援助成

2. 助成の対象団体について

対象団体は任意団体・社会福祉団体・地域活動グループ・非営利法人です。申請件数は、1つの団体につき1件に限ります。ただし、垂水区内で複数の事業所を運営する団体（法人）については、事業所ごとに1つの団体とみなします。

対象団体の例

NPO 法人、社会福祉法人、一般社団法人子育て支援グループ、ボランティアグループ、当事者団体、自治会、ふれあいのまちづくり協議会、婦人会、高齢者支援グループ

※団体の種別に関係なく、宗教活動または政治活動をともなう事業は申請できません。

※反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる団体は対象外です。

※①善意銀行助成の単年度実績助成、②垂水区遺族会助成を受けている団体は、申請可能です。

3. 助成の対象となる事業の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※上記の対象期間の前後に生じた経費を計上して、申請することはできません。

※公開企画提案会（公開審査会）までに終了する事業は、対象となりません。

※令和6年4月から開始している事業、公開企画提案会以降に開始を予定している事業のいずれも、審査の結果、不採択となる場合があります。そのため自己負担で事業を実施いただく可能性があること、予めご了承ください。

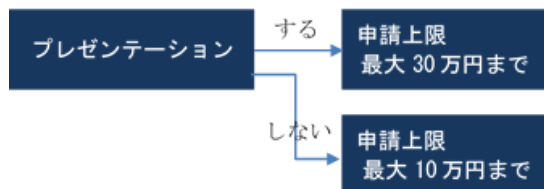
4. 助成の金額について

助成申請の上限額 最大 30 万円(プレゼンしない場合は最大 10 万円まで。詳細は下記)

助成金の総額 200 万円(募金実績などにより変更する場合があります)

※本助成は、審査の結果、減額のうえ採択する場合があります。収入には助成金だけでなく、自己資金(参加費や寄付、事業実施に伴う売上金など)を計上するようご検討ください。

1. プレゼンテーションを「する」・「しない」を選択できます。



本助成で、申請団体によるプレゼンテーションは、審査員が各団体の実情を理解したうえで評価を行う最も重要な事項となっています。そのため、プレゼンテーションを行う団体は最大 30 万円を上限に申請することができます。

5. 助成の対象となる経費

交通費	活動に要する電車、バス賃、ガソリン代の実費
謝金	事業を行うことで新たに必要とする団体関係者以外の外部講師への謝金
消耗品	コピー用紙、文具の購入費、イベント・行事等における会食等の原材料費・茶菓代
印刷費	チラシ、資料印刷費、コピー代
通信費	電話代、郵便代
使用料	会場代、機器のレンタル代
備品費	単価を問わず、恒久的に使用するもの
保険料	ボランティア保険、行事用保険
手数料	銀行振込手数料
修繕費	備品、機材の修理、活動拠点の修繕費
参加費	研修会参加費
その他	審査委員会で必要と認められたもの

※上記の経費は、事業に直接必要なものかつ助成対象期間に執行されるものに限りま。

※助成対象経費については、兵庫県共同募金会配分規程・配分実施細則に準じています。

※この助成事業は垂水区民による「赤い羽根共同募金」と「善意銀行預託金」を財源としていますので、事業費の支出はできる限り区内の商店、事業所等の利用をお願いします。

※助成金の執行は原則現金払いのみです。金券支払により差額を得ることなどはできません。また、個人のクレジットカードなどで支払いポイントを得ることも原則できませんが、事業に必須の利用サービスで、契約・支払い方法が限定されているなど、やむをえない事情がある場合は、事前に事務局へご相談ください。

なお、上記により付与された各種ポイントについては、助成事業でどのように還元したか、報告会で審査員が質問する場合がありますので、報告会までに用途を明らかにしていただきますよう、お願いします。

6. 助成の対象とならない経費

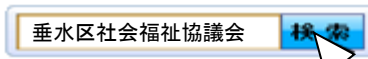
人件費	団体関係者(会員・構成員など)が講師等になる場合の謝金、スタッフ人件費
運営費	通常の団体(グループなど)の運営に要する費用、リース費用、地代家賃
茶菓代	団体関係者の打ち合わせ会等飲食費
水道光熱費	団体が存続する限り恒常的に必要となる水道光熱費
その他	他の助成申請及び報告に要する経費など

7. 申請書の提出先と締切日、申請後の流れについて

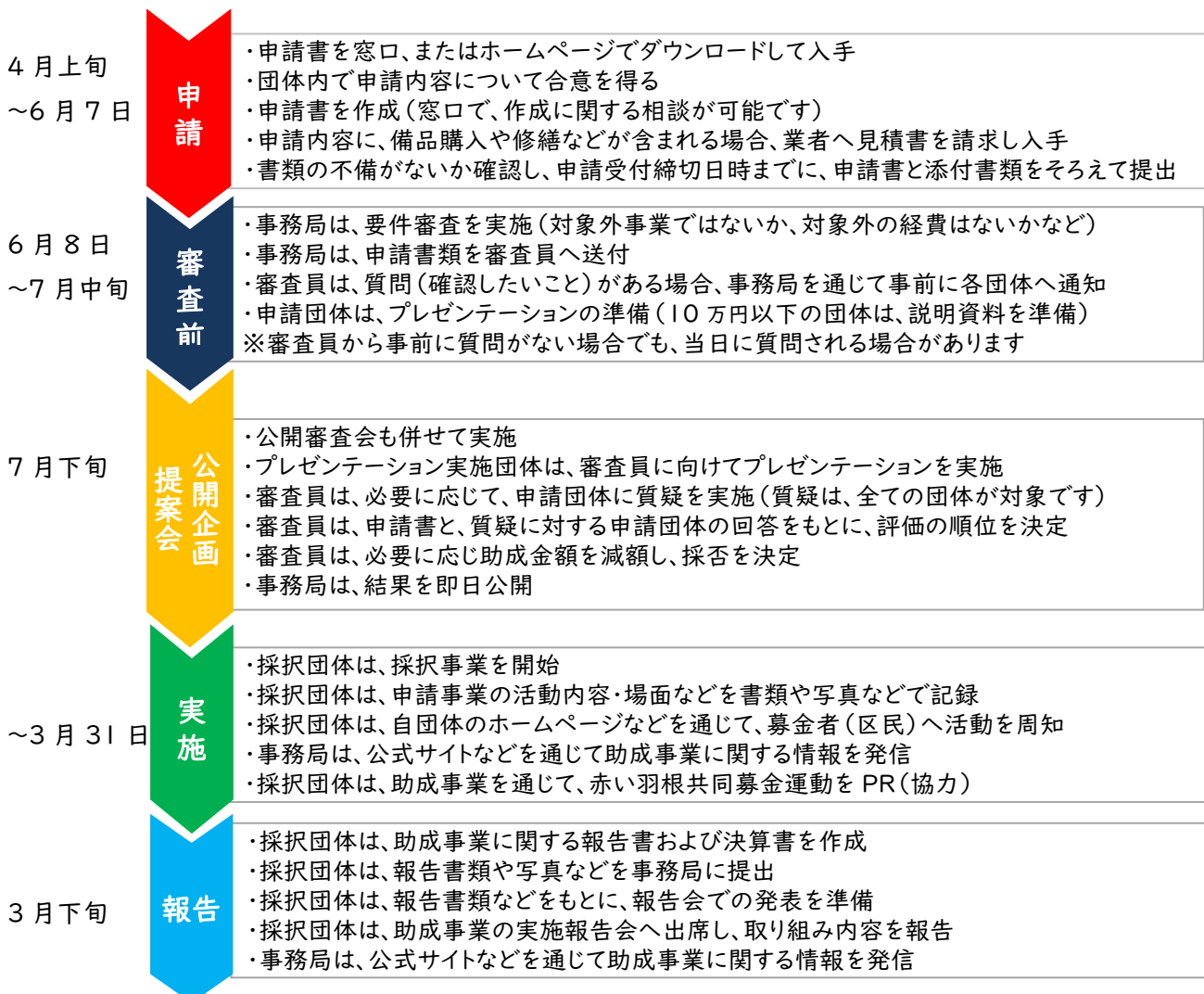
〒655-8570 神戸市垂水区日向 1-5-1 垂水区社会福祉協議会ハートブリッジ助成係まで
令和6年6月7日(金曜)(必着)で上記窓口まで郵送または持参してください。

申請書の様式などは、本会の窓口で入手できます。また、本会のホームページから、データでダウンロードすることもできます。(URL <https://www.tarumi-csw.or.jp/>)

※本会ホームページは各検索サイトから表示可能です。



申請から審査会、採択後にいたるまでの流れ(イメージ)



申請書作成および送付時の留意事項

1. 同一事業が、対象外事業で指定する助成を受けていないことを確認してください
2. 申請書は、本会指定の様式(WORD または PDF 文書)を使用してください
3. 申請書は、パソコンで入力またはボールペンで記入した原本を提出してください
4. 添付書類(見積書など)の不足がないか確認のうえ、申請受付締切日時必着にて提出してください。
5. 申請書、添付書類は、事務局でページ番号を印字、A4 白黒両面でコピーして審査員に配布しますので、ホッチキス止めや製本はせずに提出してください
6. 申請書および添付書類は、一切返却いたしませんので、手元にコピーを保管ください
7. 申請に要する送料や交通費などの費用は、本助成に計上することはできません

8. 助成の審査方法と決定について

公開審査会は、団体の代表者(申請事業の最終意思決定の委任を受けた方)の出席が必須です。代表者には、審査員からの質疑がなくても、審査会当日の時間内に、助成額減額の可否をお聞きする可能性がありますので、団体の総意のもと回答できるよう、団体関係者と連絡が取れる状態、もしくは申請事業の最終意思決定の委任を受けた状態でご出席ください。

① 書類受付と要件審査

提出書類をもとに、本会にて要件審査を実施します。締切日の時点で、書類に不備・不足がある場合は、受付できません。

② 審査員から申請団体へ質問のお知らせ

公開企画提案会の審査員が公開企画提案会前に、申請団体へ質問する場合があります。その場合、事務局から各団体へメール(またはお電話)で通知します。

③-1 公開企画提案会(プレゼンあり)

申請団体には、プレゼンテーションをしていただきます。審査員は、申請団体の申請書類とプレゼンテーションや質疑応答の内容を踏まえ、採点します。

③-2 公開企画提案会(プレゼンなし)

申請団体には、プレゼンテーションを傍聴していただきます。なお審査員が必要に応じ質疑する場合がありますので、説明資料をご準備ください。申請団体の申請書類と質疑応答の内容を踏まえ採点します。

④ 審議(※減額・条件付きで採択をする場合があります)

採点結果をもとに、審査員が採択額を含めて採否を審議します。申請団体の申請総額が助成総額を上回る場合、公開企画提案会の審査員が審議の場に代表者(※)を呼び、採択額を減額しても、事業の実施可能か質問します。そして、採点結果の総合得点の上位から順に、事業を採択します。

(公開企画提案会審査会日程)

日時:令和6年7月中旬~下旬(土曜・日曜・祝日のいずれか) 会場:垂水区役所 大会議室(予定)
プレゼンテーションを行う・行わない、事前に質問の連絡があった・なかったにかかわらず、いずれの団体代表者さま(もしくは申請事業の最終意思決定の委任を受けた方)も、必ずご出席いただきます。

(公開企画提案会の審査項目と内容)

公開企画提案会の審査項目	点数
(1) 地域課題解決・地域福祉への寄与度 ・取り組み内容が垂水区の地域課題を的確にとらえているか、また解決に向けた取り組みが適正か。 ・取り組み内容が地域の福祉の推進に寄与する事業であるか。	12点
(2) 費用対効果、経費・人員の妥当性 ・公募助成により取り組んだ結果、費用に見合った、またはそれ以上の効果が期待できるか。 ・申請事業の経費が参加人数に対して適正であるか。	6点
(3) 団体運営及び事業遂行能力 ・申請団体の運営が適正になされているか。 ・申請した取り組みを遂行する能力が団体にあるか。	6点
(4) 財務的困窮性 ・団体が財政的に困窮しているか。 ・申請事業が公的制度外で財的支援が受けにくいものであるか。	6点
(5) 独創性 ・事業の活動期間の長短は問わないが、他の事業に類することがなく、地域のモデルとなる事業であるか。	6点
(6) 始動性 ・取り組もうとする事業が始まったばかりで、当助成金による支援が必要であるか。	6点
(7) 緊急性 ・申請事業は、取り組もうとしている課題の解決が急がれるものであるか。 ・一時的に事業の維持が困難で支援が必要であるか。	6点
(8) 将来性・継続性 ・公募助成により取り組んだ結果、将来的に発展的な成果が得られるか。 ・公募助成終了後も自己資金で同様の事業が展開し続けられるか。	6点
(9) 新規事業への評価 ・本助成事業に始めて申請した団体もしくは、新規事業に対する評価。	4点

- ・(1)~(9)の項目で示す点数は、審査員1名あたりの持ち点(最高点)です。
- ・(3)の団体運営及び事業遂行能力については、審査委員の平均点が3点未満となる場合、欠点となり、他の審査項目や全体の合計得点が高くても、不採択となります。
- ※上記の審査基準は、変更される可能性があります。

(助成事業の採択)

後日文書で、採否の通知が郵送され、助成金請求の手続き後、助成決定額が振り込まれます。

9.公開企画提案会審査会及び審査員について

公開企画提案会審査会は、垂水区社会福祉協議会理事長が任命した審査員により構成される組織です。垂水区の赤い羽根共同募金と善意銀行預託金を財源とした本助成を、地域福祉の推進に活かすため、申請団体から提出された事業を公平に審査します。

令和6年度の審査員は、有識者(大学教員、NPO/まちづくりアドバイザー、ジャーナリスト)、垂水区民の代表及び募金活動に取り組んでいる区内の高校の生徒会です。

10.助成事業の使途変更等の手続きについて

審査会で採択された助成金の使途は、原則変更できません。ただし、事業の実施中、やむを得ず事業の内容を変更する場合は、当初申請内容の主旨にそった内容で、かつ予算計上された各項目の20%以内の増減であれば、変更可能です。申請書の予算にないものを計上して助成金を充当することはできません。また、各項目で20%を超える変更がある場合は、必ず事前に本会(事務局)へご相談いただき、計画変更申請書(届)を作成・提出し、事務局を通じて、審査員長の許可を得るようにしてください。

11.助成金の返還について

当初採択された申請書にない費目を計上する場合や、事業の目的が変わってしまう場合、また事業の遂行が困難となり、事業を中止する場合、また備品購入や修繕において、申請した内容のものと異なるものを購入・修繕した場合は助成金を返還していただきます。

12.事業完了後の手続きについて

(報告書の提出方法と期日)

事業完了後は、ただちに本会へ「実施報告書」「収支報告書」と「添付書類」(下記参照)を①郵送、②持参、③E-mailに添付のいずれかの方法で提出してください。添付書類の写真は、データで提出してください。

※事業が、令和7年3月31日(月曜)をもって完了する場合に限って、上記書類の提出期限を令和7年4月4日(金曜)までとします。

※FAXによる提出は認められません。

報告に必要な添付書類

1. 実施報告書
2. 事業の様子がわかる写真10点程度と、備品購入や修繕した場合は、購入品・修繕箇所の写真
3. 事業等にかかった経費全ての領収書(写し)
4. 事業等の収支報告書
5. 事業等を住民に周知したチラシ・広報物・ホームページ(URLを記載してください)などのコピー
6. 自己評価シート

報告書並びに添付書類のプライバシーポリシー

提出いただいた報告書並びに添付書類の所有権は本会に帰属します。提出いただいた書類は、助成に関する資料および記録として利用し、保管させていただくため返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。提出いただいた添付資料のうち、写真は本会の広報(ホームページ・その他定期刊行物)に使用する場合があります。

尚、一部の写真でプライバシーの配慮を必要とするものに関してはその旨を写真または貼り付け台紙余白に明記するとともに、提出時にその旨を職員へ申しつけください。

13. 実施報告会について

本助成を受けたすべての団体は、本会が実施する報告会に必ずご出席ください。

報告会は、年度末に実施の予定ですが、報告会当日に事業が完了していない団体もご出席いただき、報告会時点での報告をしていただきます。(日程などは追ってお知らせします)

14. 赤い羽根共同募金・善意銀行の広報や募金活動へのご協力について

本助成事業は、区内で集められた赤い羽根共同募金や善意銀行が財源となっていますので、採択団体には、次のようなありがたい募金や募金運動などへのご協力をお願いします。

なお、備品を購入した団体には、助成期間後も事務局がヒアリングを行う場合があります。

- (1)施設や実施イベントの会場などで募金箱を設置する
- (2)会員やイベント参加者などに募金の協力を呼びかける
- (3)助成事業や団体独自のイベントで募金の協力を呼びかける
- (4)団体関係者で、街頭募金活動に参加する
- (5)施設やイベント会場に共同募金の啓発ポスターを掲示する
- (6)団体の広報物、公式サイト、公式 SNS などを通じて共同募金を PR する
- (7)修繕箇所や購入品に、共同募金による助成支援を受けたことを表示する など

15. お問い合わせ窓口

事業に関する相談、本助成への申請手続き、受付は下記連絡先で行っています。また申請書、報告書の書き方についてもご相談に応じます。

【垂水区社会福祉協議会】

〒655-8570 神戸市垂水区日向 1-5-1(垂水区役所内 2 階)

TEL: (078)708-5151(内線 359・416)

FAX: (078)709-1332

E-Mail: info@tarumi-csw.or.jp

平日(土・日・祝日・年末年始を除く)8:45~17:15

